

第8回土地家屋調査士民間紛争解決手続代理権認定考査問題の出題意図

第1問

第1問は、借地契約対象土地の売買が行われて相隣関係が発生した具体的事案について法的問題点の理解を問うとともに、申立人・相手方それぞれの立場において主張すべき具体的事実を問うことにより、民間紛争解決手続代理関係業務において最低限必要とされる法的素養ないし法的問題点に対する理解の程度をはかることを出題の意図としている。

小問1（5点）

本問は、本件における権利関係を前提として、紛争解決のためにどのような申立内容が必要となるか、申立ての趣旨を問う問題である。

小問2（10点）

本問は、本件において申立人の承継取得を主張する場合に主張・立証すべき具体的事実及びこれを推認させる間接事実を問うことにより、具体的事案においてその理解を問う問題である。

小問3（5点）

本問は、端的に短期取得時効の要件について基本的知識を問う問題である。

小問4（10点）

本問は、短期取得時効の要件を充足するためには、具体的事案においてどのような事実を主張すべきか、事案の理解の程度、及び代理人としての事件処理能力を問う問題である。

小問5（10点）

本問は、申立人の主張する短期取得時効に対して、相手方が占有開始時点における過失を主張するためには、過失に該当する事実として、具体的事案においてどのような事実を主張すべきか、事案の理解の程度、及び代理人としての事件処理能力を問う問題である。

第2問

第2問は、認定土地家屋調査士が無料相談会において相談を受けた場合において、その相談の程度及び方法・賛助の有無により民間紛争解決手続代理関係業務の受任の可否を問うことにより、土地家屋調査士法第22条の1第2項第1号ないし第2号により受任できない業務範囲の理解を問うとともに、相談事案について和解が成立しその履行前の段階での受任の可否を問う問題である。

以上